

埼玉県下水道局資金管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資金をより安全かつ確実に管理するため、埼玉県下水道局資金管理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 資金管理に係る方針の策定に関する事項
- (2) 預金先金融機関及び金融商品の選定に関する事項
- (3) 預入先金融機関の経営危機又は経営破綻への対応に関する事項
- (4) その他資金管理に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長	下水道事業管理者
副 会 長	下水道局長
委 員	下水道管理課長、下水道管理課の財務を担当する副課長、財務担当主幹

(運営)

第4条 委員会は、会長が召集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、緊急に審議する事態が発生し、会議を開催する暇がないときは、会議に替えて持ち回りによることができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、下水道管理課財務担当に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。